

富山県食肉生活衛生同業組合

事務所所在地

〒939-8212 富山市掛尾町500番地

お問合せ先

076-491-1729

保険 制度

福祉制度

「組合員のための相互扶助制度」、「生命保険」+「傷害保険」のセット、地震・噴火・津波によるケガも補償対象、熱中症も補償の対象です。

店舗賠償責任保険

お店の過失による賠償事故に備え、食中毒などの生産物賠償(PL)と設備賠償責任の両方をカバーする保険です。

情報の 提供

組合では食肉の衛生管理等に関する様々な情報(冊子・パンフレット等)を提供しています。

融資 制度

組合員は、(株)日本政策金融公庫から生活衛生改善資金2,000万円まで無担保・無保証人で金利が安く借りられます。(常時従業員5人以下)この他設備資金として7,200万円まで、有利な条件で融資が受けられます。

組合の 活動

組合では食肉の衛生管理等に関する講習会の開催など、食肉販売業にとって必須の知識を身につけることができます。

その他、食肉の衛生水準の維持・向上を図る事業を展開しています。

※富山県喫茶飲食生活衛生同業組合は一時休止

生活衛生営業の **無料**アプリ



簡単便利な4つの機能



新着情報

生活衛生業の新着情報を知ることができます!



検索機能

業種や地域を絞って情報を検索できます!



先進事例

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます!



経営診断

自店の経営診断ができます!

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS / iOS(ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

公益財団法人 富山県生活衛生営業指導センター

〒930-0804 富山市下新町8-16 自治労とやま会館内

TEL. **076-442-0285** FAX. **076-444-1977**

ホームページ <https://www.seiei.or.jp/toyama/>

ホームページ



[seiei.or.jp/toyama/](https://www.seiei.or.jp/toyama/)